

1% 支援制度

市民活動団体支援金交付制度

29年度に支援を希望する

「市民活動団体支援金交付制度(1%支援制度)」は、福祉、環境、文化、スポーツなどの分野で、ボランティア団体やNPO法人が行う市民活動を応援する制度です。地域で地道に活動を続けている団体にとっては、自分たちがどんな活動をしているかをPRし、市民の皆さんに応援してもらえるチャンスです。29年度に支援を希望する団体の募集期間は1月30日(月)～2月22日(水)です。

※この制度は3月の第1回定例会議で予算案が審議され、その可決をもって実施されます。

29年度は制度の内容が大幅に変更されます

●18歳以上の市民の皆さんが選択届け出可能に

支援したい団体を選び、市に届け出をする選択届け出は、個人市民税を納めていなくても、18歳以上の市民であれば、どなたでもできるようになります。

●1人当たりが支援できる金額は一律に

1人当たりが支援できる金額は「市全体の個人市民税の1%相当額を18歳以上の市民人口で割り返した金額を基に市が定めた金額(当該前年5月末時点)」となります。29年度は「750円まで」です。

※届け出をした人が支援金を新たに負担するものではありません。

○団体の選択方法と支援できる金額

支援したい団体の選択方法は、28年度と変わらず支援対象団体の中から3団体以内か、すべての支援対象団体となります。

支援したい団体が3団体以内の場合は、1人が支援できる金額750円の50%、375円、30%の225円、20%の150円に分割し、それぞれの金額で1団体ずつ選べます。

すべての支援対象団体を支援したい場合は、1人が支援できる金額750円を支援対象団体数で割った金額が各団体を支援することになります。

Q 支援を受けられるのはどのような団体ですか？

次の要件を満たしている団体が対象です。

- ①市内に事務所があり、市内で活動している
- ②会則・規約または定款などがある
- ③5人以上の正会員で構成されている
- ④申請書の提出時に、1事業年度(1年)以上継続的に活動している
- ⑤法令、条例などに違反する活動をしていない
- ⑥公序良俗に反する活動をしていない
- ⑦宗教的活動、政治的活動をしていない

※④については、要件を満たしていなくても、設立の経緯や実績などを考慮して、対象となる場合があります。

Q 支援を受けられるのはどのような事業ですか？

4月1日(土)から30年3月31日(土)までに行われる事業で、次の要件を満たしている場合です。申請できる事業は1年度につき1件です。

- ①市内で実施するもの
- ②福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成、その他社会貢献に係る分野のもの
- ③営利を目的としていないもの
- ④市民を主たる対象としているもの
- ⑤団体の構成員のみを対象としていないもの
- ⑥支援を受けようとする年度に本市から別の補助金などの交付を受けていないこと

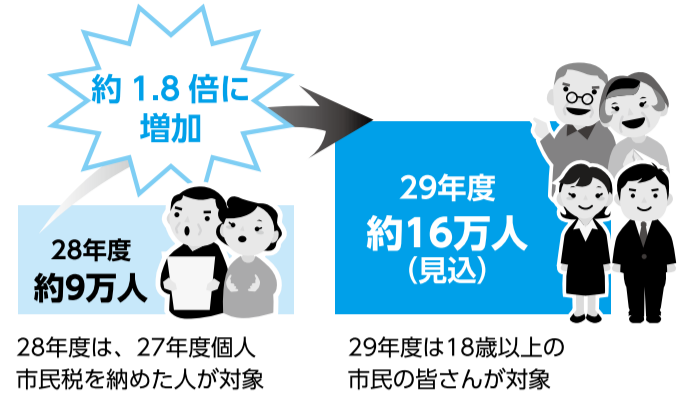
※①④⑤については、要件を満たしていなくても、制度の趣旨に沿っていれば、対象となる場合があります。

Q 支援を受けられるのはどんな経費ですか？

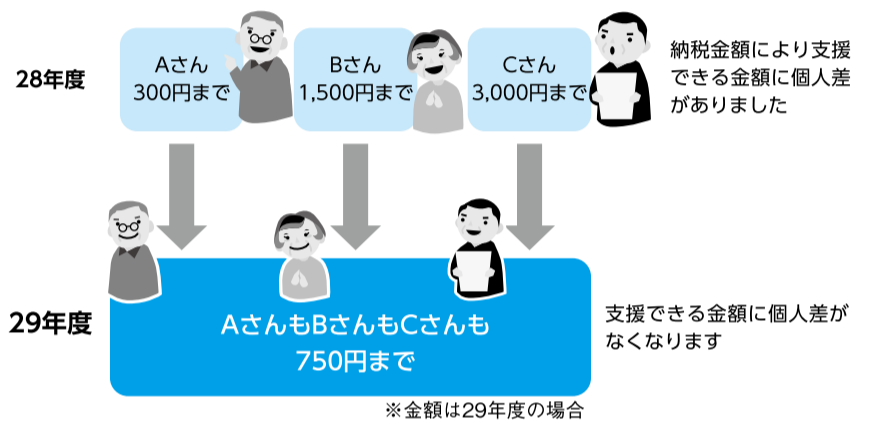
支援の対象となる経費は、講師などの謝礼金、チラシ作製などの印刷代、会場使用料など、申請した事業を実施するために直接必要となるものです。団体の維持や運営などに関する経費は対象になりません。



18歳以上の市民の皆さんが対象に届け出ができる人の人数



1人当たりが支援できる金額は一律に



消防出初式を開催

式典のほか、消防音楽隊による演奏、一斉放水を披露します。

▼日時 1月7日(土)午前10時～11時30分 ▼場所 市民体育館ほか

▼問い合わせ 消防本部(459)7802 (消防総務課)



小・中学校の体育施設を開放します

29年度の登録は1月31日(火)まで

市内在住または在勤・在学中で、指導者や責任者が明確な、常に10人以上が参加できるスポーツ団体を対象に、市立小学校の体育館と運動場、市立中学校の体育館を開放します。

▼利用期間 4月1日(土)～30年3月31日(土) ▼申し込み 土曜・日曜を除く1月19日(木)～31日(火)に申請書を文化・スポーツ課へお持ちください。申請書は1月12日(木)から同課、公民館窓口(大和田公民館を除く)、市HPで入手できます。28年度登録団体も申請が必要です

▼開放場所/時間 ①小学校体育館/月曜～金曜日の午後6時～9時、土曜・日曜日、祝日の午前9時～午後9時 ②小学校運動場/土曜・日曜日、祝日の午前8時～午後5時 ③中学校体育館・柔剣道場/午後7時～9時 ※申請受け付け後に調整会議を開催。会議の日程は各学校と協議して決定。今回の申し込み以降の登録は、会議後の空き状況に応じて、4月以降に受け付けます ▼問い合わせ 文化・スポーツ課(481)0305へ



募集 八千代市緑化審議会の市民委員

市では緑の基本計画の見直しを進めています。見直し内容について協議するため、市民委員を募集します。

▼資格 市内在住の成人で、任期中に5回程度開催する平日昼間の会議に出席できる人。本市の審議会などの委員を5つ以上兼ねていない人 ▼募集人数 3人 ▼任期 3月～31年3月 ▼報酬 7000円/回 ▼応募方法 任意のA4用紙に、住所・氏名(フリガナ)・電話番号・年齢・性別・主な職歴・応募理由を明記し、「近年の動向を踏まえ、緑を保全していくために必要なこと」をテーマにした800字程度の作文を添付し、〒276-1850 市役所公園緑地課へ郵送、持参または、市HP「市民委員の公募」から提出してください。1月31日(火)必着。書類選考をします。応募書類は非公開で返却しません。選考結果は応募者本人に通知します。個人情報保護・管理に十分留意し、選考以外に使用しません。提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後でも委嘱を取り消すことがあります。

(公園緑地課)

